

「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」 の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の健康保持や総労働時間抑制のため、勤務間インターバルの確保及び連続勤務の禁止の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

(1) 勤務間インターバル

	現行	改正案
対象職場	本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場	本庁職場及び出先事業所のうち、時差勤務を導入している職場
設定時間	8時から11時間 (原則11時間)	9時から11時間 (原則11時間)

(2) 連続勤務の禁止

	現行	改正案
対象職場	本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場	本庁職場及び出先事業所のうち、時差勤務を導入している職場

3 実施時期

令和6年4月1日